

高年齢労働者の労働災害防止のための取組みについて

令和 8 年 11 月 25 日 十日町商工会議所（エコマール）

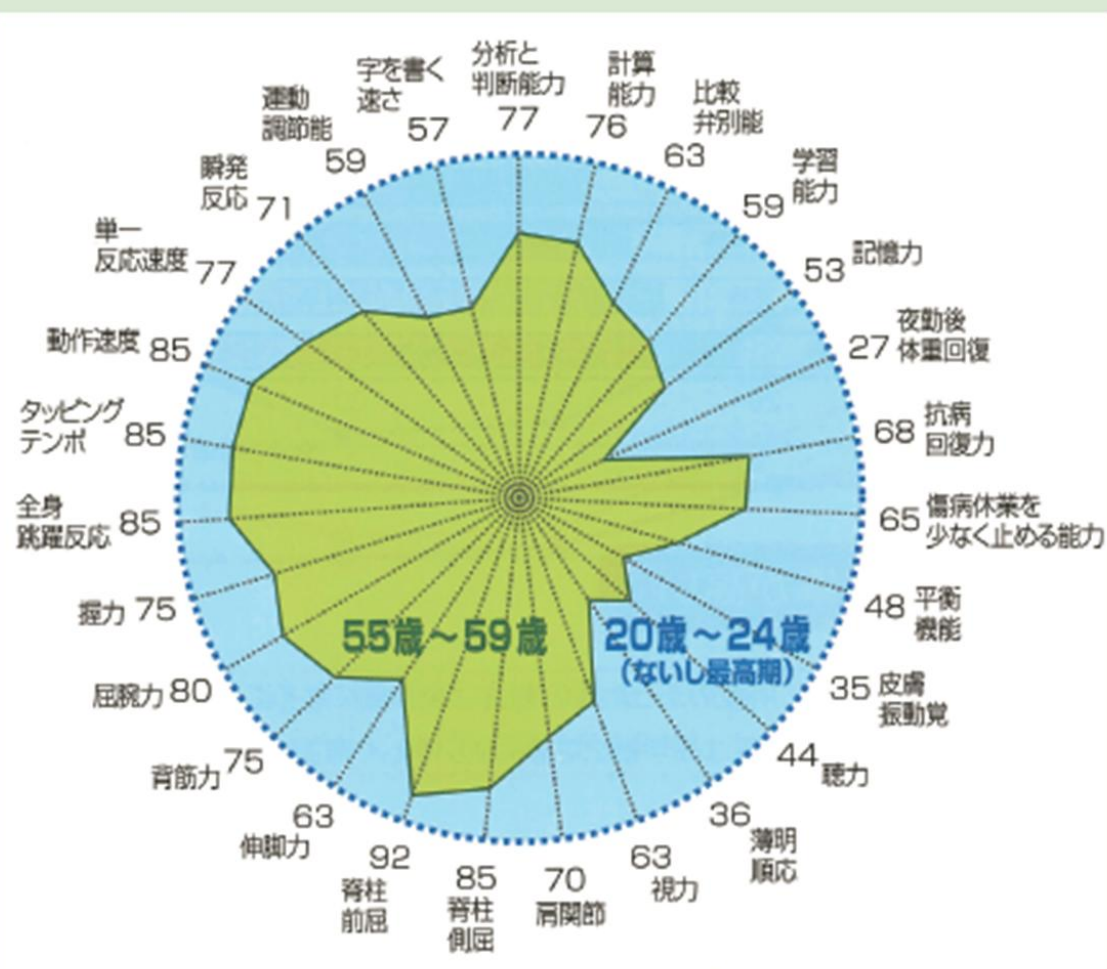
厚生労働省 新潟労働局

十日町労働基準監督署

はじめに

高年齢労働者の身体能力を示すデータ

20～24歳ないし最高期を基準とした場合の55～59歳の者の各機能水準（％）



(資料出所) 斎藤一・遠藤幸男：高齢者の労働能力（労働科学叢書 53）、労働科学研究所 1980

1. 高年齢者災害の状況
2. 法令改正と政府の検討会について
3. エイジフレンドリー指針について
4. 対策事例
5. エイジフレンドリー補助金について
6. サポート事業について

1. 高年齢者災害の状況

2. 法令改正と政府の検討会について

3. エイジフレンドリー指針について

4. 対策事例

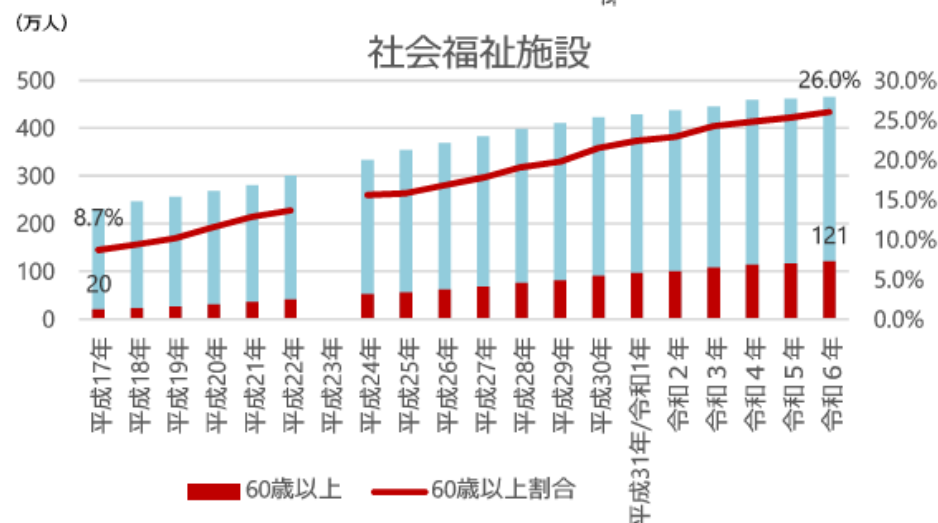
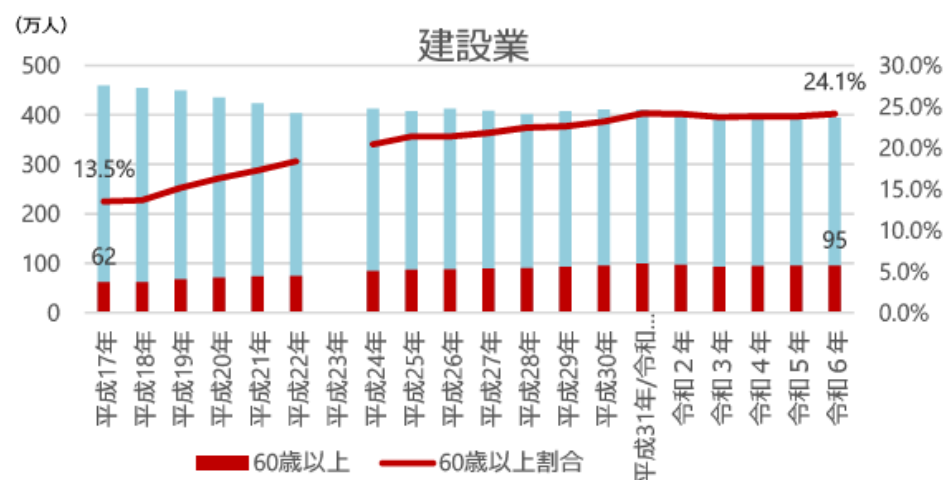
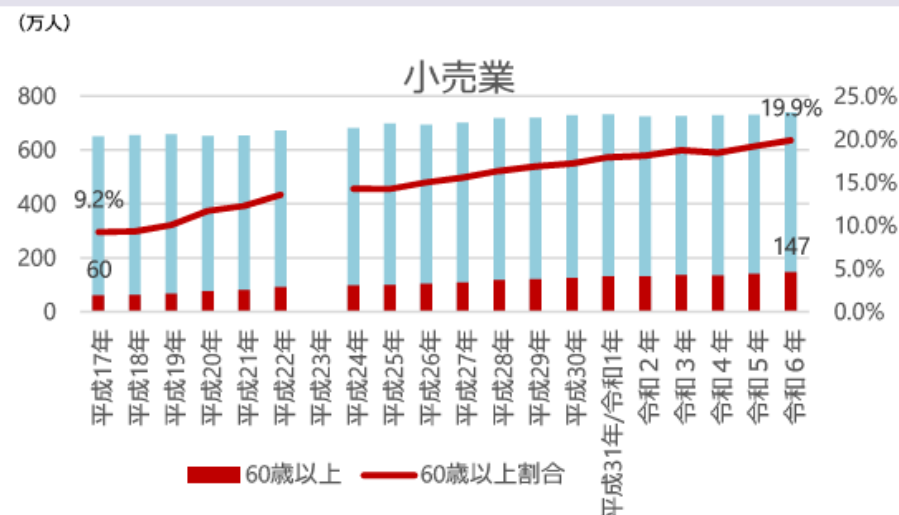
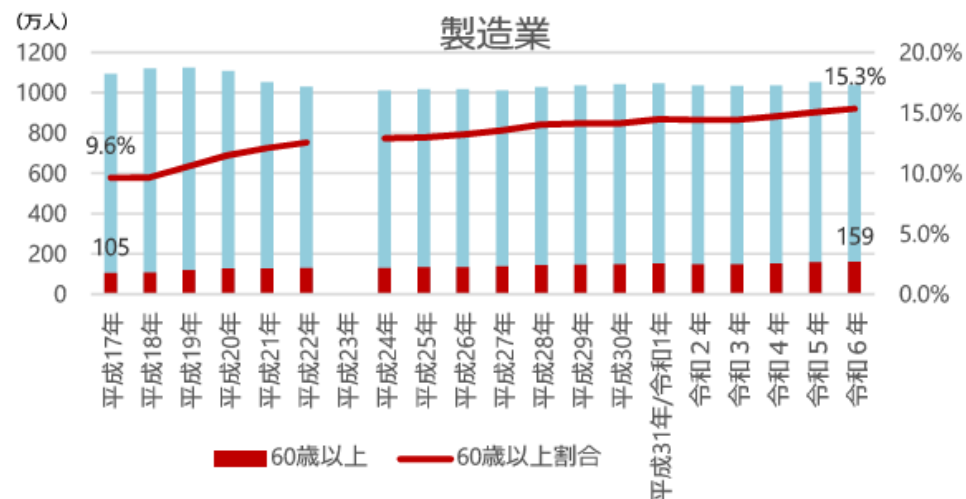
5. エイジフレンドリー補助金について

6. サポート事業について

産業別、年齢別の労働者割合の推移

高年齢労働者は、**全ての業種において、人数、割合ともに経年で増加している。**

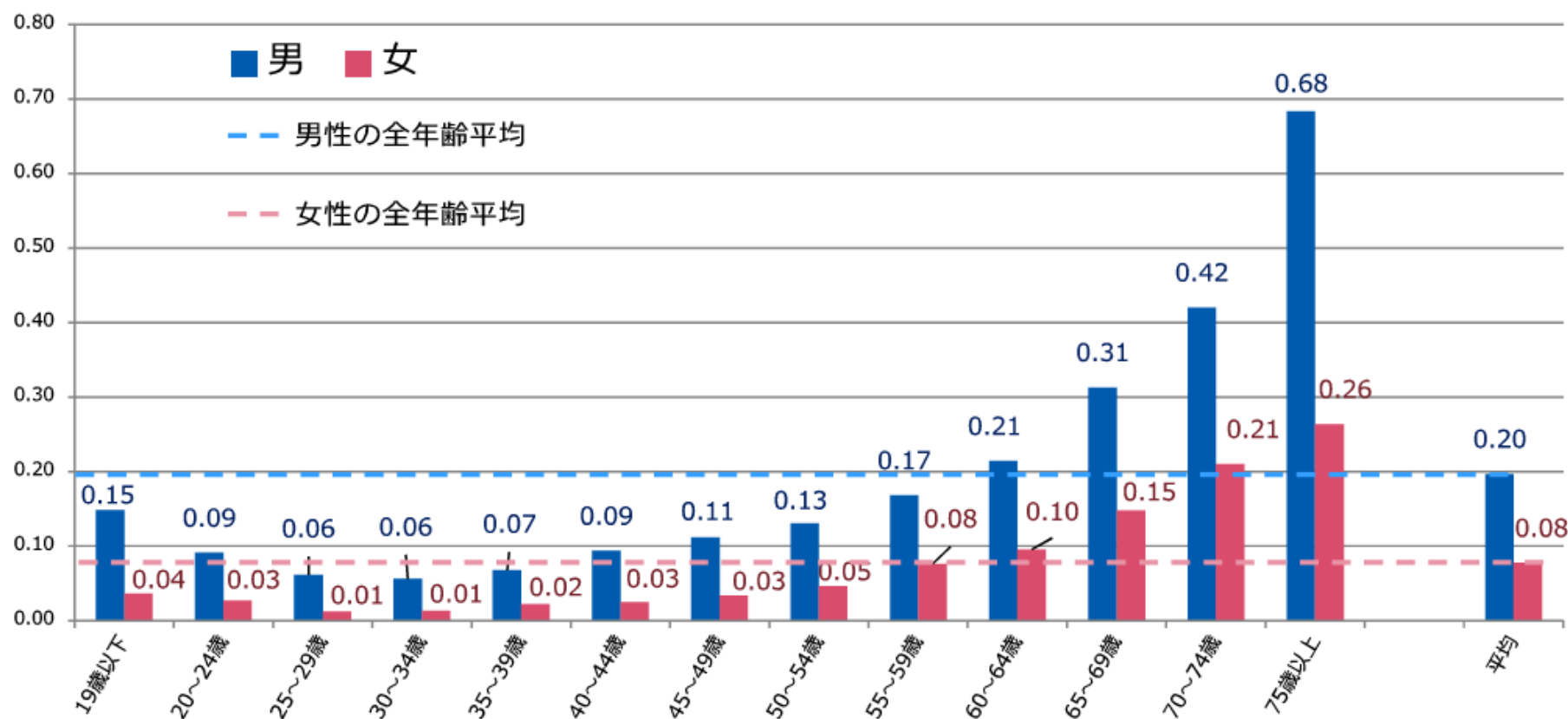
従来、若年労働者が行っていた、一定の身体機能を有することを前提とする業務に高年齢労働者が就く場合が増加している可能性がある。



性別・年齢層別労働時間数当たりの休業見込み日数 (令和6年、休業4日以上) ※強度率に相当する数値

千延べ実労働時間当たりの休業見込み日数（休業4日以上）は、男女ともに、60歳以上で全年齢平均をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、（千人率・度数率と比較して）顕著に上昇していく傾向がある。度数率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の休業見込み日数が、60歳未満と比較して相対的に長いことによるものである。

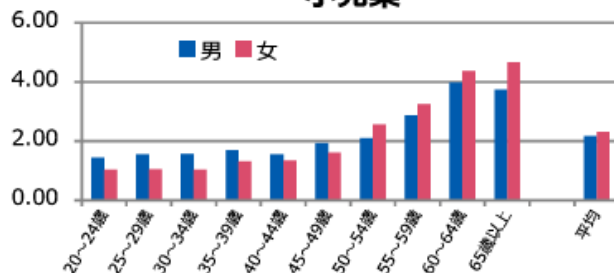
※ 死亡災害は、休業見込み日数を7,500日として計上している。



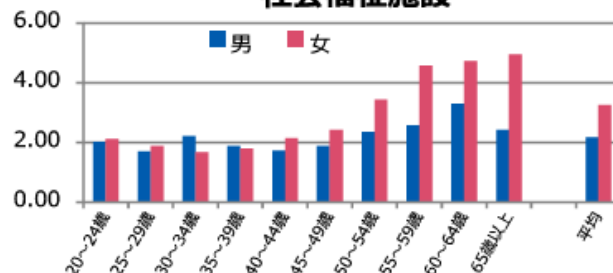
業種別・性別・年齢層別死傷年千人率（令和6年） （主な第三次産業、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、休業4日以上）

- 第三次産業においては、業種によって災害発生率の高さは異なるが、加齢に応じた**発生率の上昇は、業種に関わらず概ね同様の傾向**を示している。
- 製造業（男性）、建設業、陸上貨物運送事業においては、業種によって災害発生率の高さは異なるが、第三次産業のような加齢に応じて発生率が上昇するとまでは言えない。

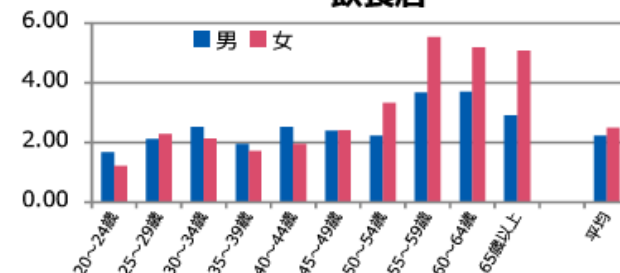
小売業



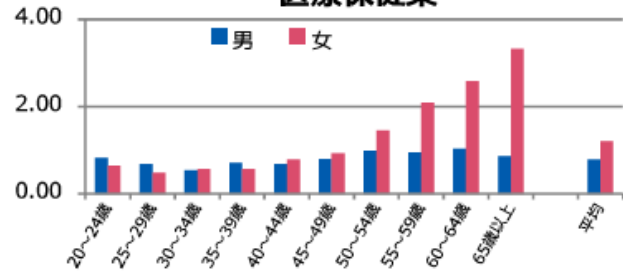
社会福祉施設



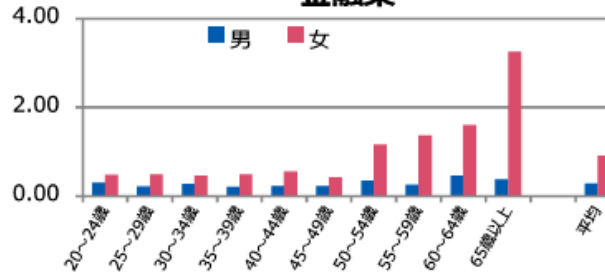
飲食店



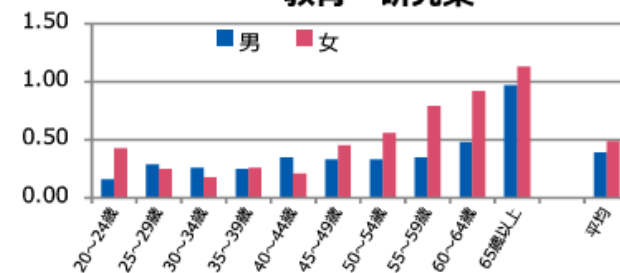
医療保健業



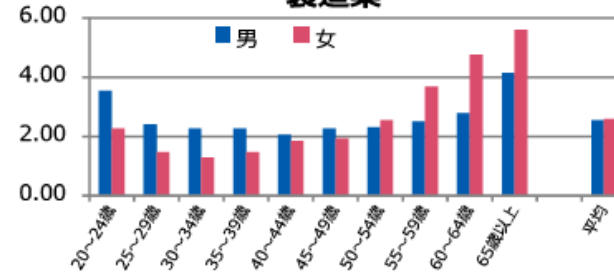
金融業



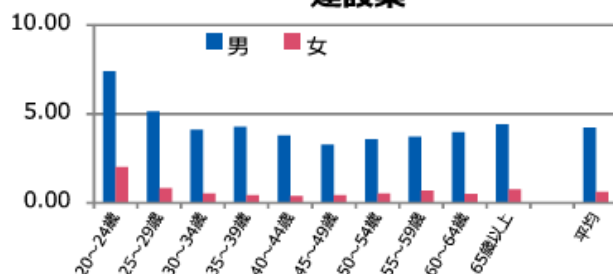
教育・研究業



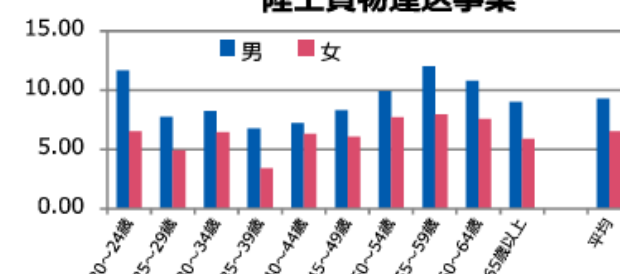
製造業



建設業



陸上貨物運送事業

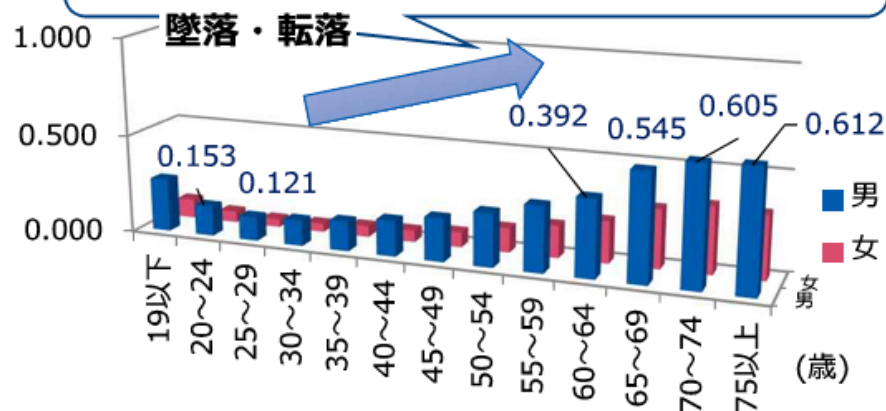


年齢層別・男女別の労働災害発生率（度数率）の傾向（事故の型別の分析）

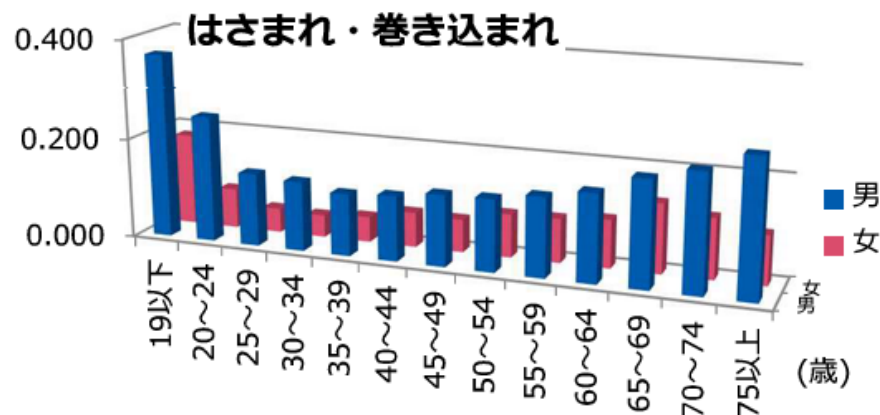
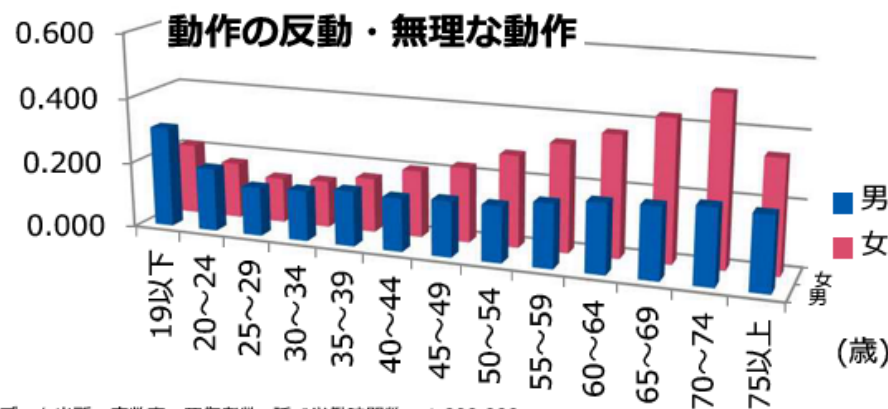
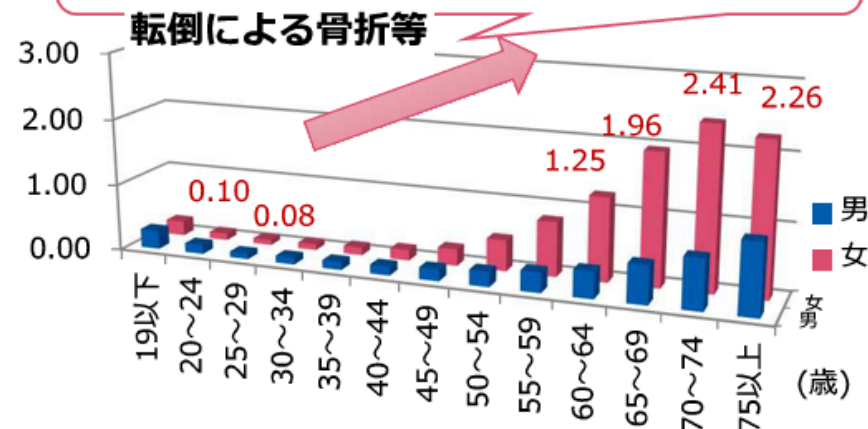
- 「墜落・転落」、「転倒による骨折等」では、特に60歳以上で、加齢に応じ、労働災害発生率（度数率）が著しく上昇する。
- 「動作の反動・無理な動作」と「はさまれ・巻き込まれ」も、加齢に応じ、労働災害発生率が上昇する傾向がある。

事故の型別・年齢階層別・男女別の度数率（令和6年）

男性の場合、60歳以上（平均0.48）は20代（平均0.13）の約3.6倍



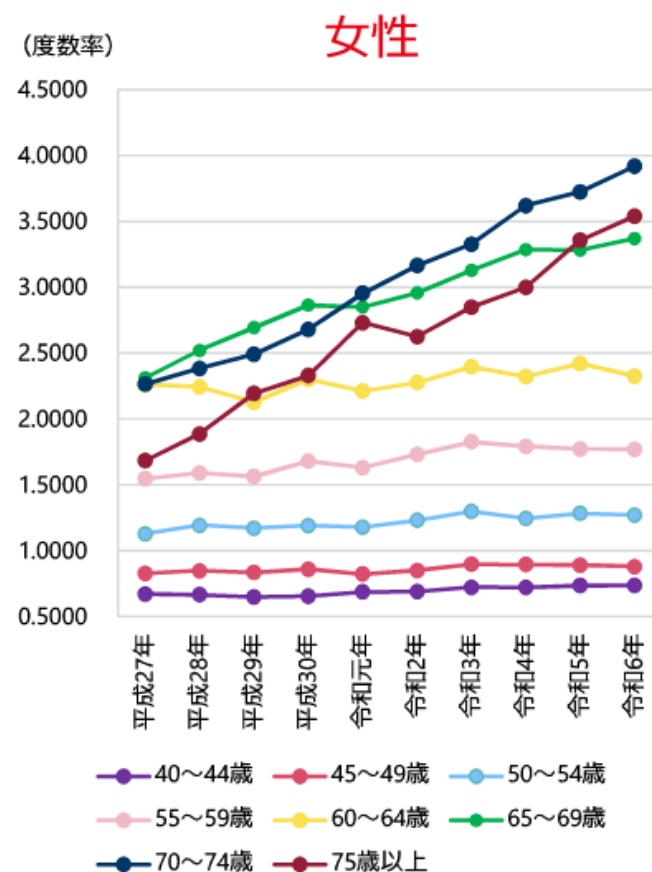
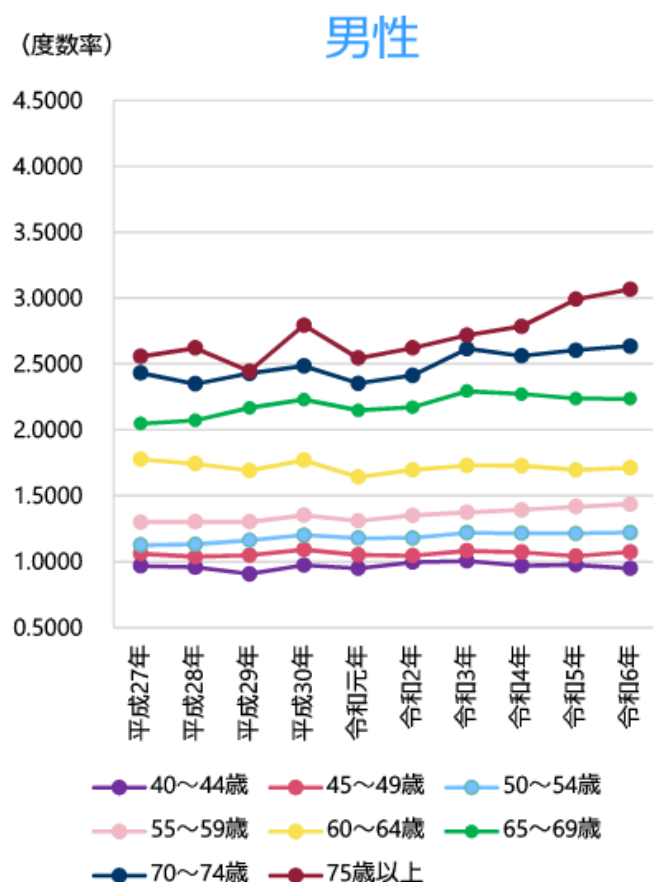
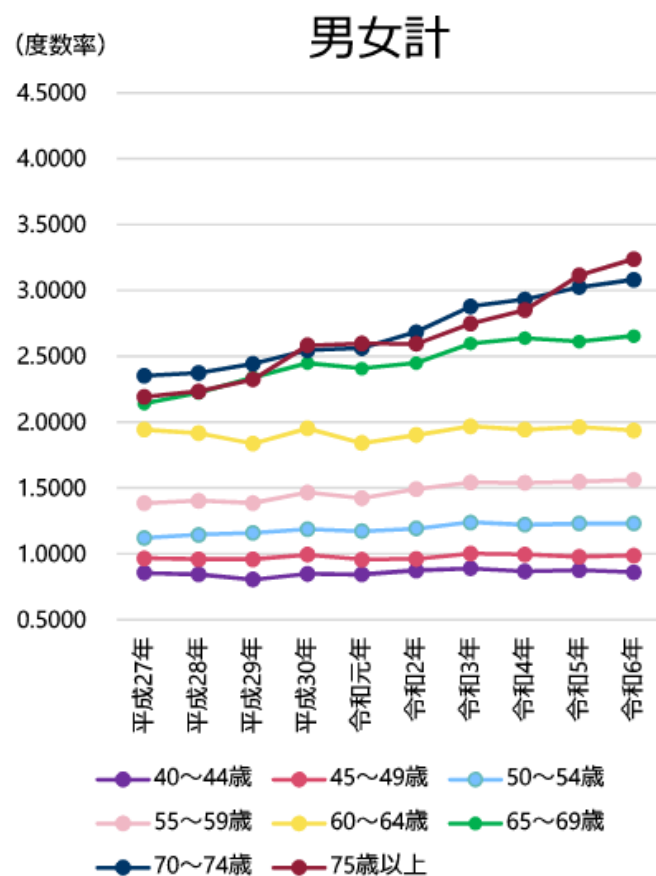
女性の場合、60歳以上（平均1.70）は20代（平均0.09）の約19.5倍



データ出所：度数率…死傷者数÷延べ労働時間数 ×1,000,000

死傷災害（休業4日以上）発生率（度数率）の年代別の推移

- 死傷災害発生率（度数率）は、65歳以下は横ばいであるが、特に女性の65歳以上において、死傷災害発生率（度数率）が増加傾向にある。



【データ出所】

死傷者数：平成27年から令和6年までの休業4日以上の死傷災害...労働者死傷病報告（新型コロナウイルス感染症のり患を除く）
 延べ労働時間数：労働力調査（年次・基本集計第Ⅱ-9表 平均週間就業時間及び第1-2表）から算出
 度数率：死傷者数÷延べ労働時間数×1,000,000

1. 高年齢者災害の状況
- 2. 法令改正と政府の検討会について**
3. エイジフレンドリー指針について
4. 対策事例
5. エイジフレンドリー補助金について
6. サポート事業について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。（→2028年4月1日～）

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による条文の新設及び附帯決議

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十六 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十二 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

十三 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書の概要

1 検討会の趣旨

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法では、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理、その他の必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされ、事業者が講ずべき措置に関し、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。

こうしたことを踏まえ、高年齢労働者の労働災害の分析を行うとともに、厚生労働大臣が公表する指針の内容や、当該指針に基づく取組の促進等について検討を行った。

2 高年齢者をめぐる現状

- 雇用者全体に占める60歳以上の高年齢者の割合は19.1%(令和6年)、労働災害による休業4日以上之死傷者数に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は30.0%(同)となっている。
- 休業4日以上之死傷災害の度数率は、加齢に応じ上昇していく傾向がある。また、休業見込期間をみると年齢が上がるにしたがって長期間となっている。
- 高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。
- 高年齢労働者の労働災害に関する調査研究について、①転倒・腰痛の行動災害に関するエビデンス、②身体機能と労働災害に関するエビデンスと対策、③産業現場で活用可能な身体機能測定、④労働者の体力測定に関わる研究例をレビューするとともに、高年齢労働者の労働災害防止対策の事例を検討した。

3 検討結果

厚生労働大臣が公表する指針（大臣指針）等の検討を行った結果は次のとおり。

○大臣指針及び通達に盛り込まれるべきことについて

大臣指針及び関連する通達に盛り込むべき事項をとりまとめた（詳細は別紙参照）。

○大臣指針に基づく措置の促進等について

大臣指針の周知のためのリーフレット、パンフレット等を作成するとともに、都道府県労働局、労働基準監督署等を通じた周知・広報や、関係事業者への指導等を行う等、大臣指針の認知度の向上や定着に積極的に取り組むことが適当。また、調査研究により科学的知見の集積に努め、調査研究結果や大臣指針に基づく取組の状況等をみつつ、必要な対応について検討を行うことが適当。

1. 高年齢者災害の状況
2. 法令改正と政府の検討会について
- 3. エイジフレンドリー指針について**
4. 対策事例
5. エイジフレンドリー補助金について
6. サポート事業について

エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の状況

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組が進んでいない。とりわけ、身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施や身体機能の低下を補う設備・装置の導入の状況をはじめとして、全体的に低調となっている。
- 取り組んでいない理由について、「自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である」と回答した事業場が多くなっている（48.1%）。身体機能の低下による労働災害のリスクへの理解が進んでおらず、その結果、そのような労働災害の防止のための取組が行われないことで、労働災害の増加に歯止めがかからない状況に繋がっていると考えられる。

60歳以上の高年齢労働者が業務に従事している事業所	「エイジフレンドリーガイドライン」を知っている	高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取り組んでいる	高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	身体機能の低下を補う設備・装置の導入	高年齢労働者の特性を考慮した作業管理	労働災害防止を目的とした体力チェックの実施	個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応	高年齢労働者の特性に応じた教育	その他
77.7%	23.1%	19.3%	20.3%	29.4%	25.2%	56.5%	10.3%	45.9%	27.7%	1.4%

高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組んでいない理由

必要性を感じない	自社の60歳以上の高年齢労働者は健康である	他の経営課題と比較して優先順位が低い	高齢者扱いをすると労働者が反発する	取り組み方がわからない	労働者の関心がない	その他	不明
23.2%	48.1%	14.2%	12.9%	33.5%	15.4%	3.4%	3.1%

ガイドラインを指針へ格上げ

- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。
- 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を記載した部分等は、通達等により示す。
 - ※ T H P 指針等他の指針で示されている事項はその引用に留める。
- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。

指 針 等		現行のガイドライン	
指 針	第1 趣旨	本 文	第1 趣旨
	第2 事業者が講ずべき措置		第2 事業者に求められる事項
	第3 労働者と協力して取り組む事項		第3 労働者に求められる事項
	第4 国、関係団体等による支援の活用		第4 国、関係団体等による支援の活用
通 達	別紙、別添の記載部分、通達の引用部分等、指針に盛り込まれないもの	別 紙 等	別紙（図解）、別添（チェックリスト等）
	図解、チェックリスト等		

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

通称：エイジフレンドリー指針

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・ 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・ 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・ 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・ 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・ 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・ 高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・ 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
 - ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - ・ 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

1. 高年齢者災害の状況
2. 法令改正と政府の検討会について
3. エイジフレンドリー指針について
- 4. 対策事例**
5. エイジフレンドリー補助金について
6. サポート事業について

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組

体制



危険源の特定等のリスクアセスメント及び対策の検討

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	高年齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等）
		体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導
人のリスク				体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

STF(slips(滑り), trips(つまづき) and falls(転倒))の主なリスク因子

行動様式

- ・歩幅
- ・歩行速度
- ・方向転換
- ・脚の軌跡
- ・急いでいる(心理要因)
- ・ながら歩行
(二重課題・選択的注意)

外的因子

- ・床面の摩擦係数
- ・床反力
- ・知覚・錯視(知覚と動作のギャップ)
- ・照度
- ・段差
- ・靴(tue spring)

内的因子

- ・加齢・フレイル
- ・身体的疾患
- ・薬物影響
- ・視聴覚機能
- ・歩行能力(平衡感覚・
下肢筋力・歩行時の
身体傾斜角)
- ・足底部の冷却鈍麻による
重心位置誤差

加齢による身体機能の低下による労働災害リスクの増加

高年齢者の災害発生率の増加には、個人によりばらつきはあるが、業務に起因する労働災害リスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下による労働災害リスクが付加されていることが大きいと考えられる。

<ケース①> 工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、**転倒**
↓
右手をつき、**骨折**（休業見込期間は**6か月**）



《労働災害の発生要因》清掃中に床が濡れていた。身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

<ケース②> 商品の陳列作業中に、店内の別の売場に商品を取りに行く
↓
床に足をとられ、**何もないところでつまづき**、**転倒**
↓
右ひざを床に強打し、**骨折**（休業見込期間は**2か月**）



《労働災害の発生要因》身体機能の低下。

被災者情報

性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

<ケース③> 不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、**転落**
↓
右足を床面に強打し、**捻挫**（休業見込期間は**1か月**）



《労働災害の発生要因》

照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推察される。

被災者情報

性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

4. 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

高齢労働者の状況に応じた業務の提供

- 個々の労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務を高齢労働者とマッチングさせるよう努めること



仕事のきつさ

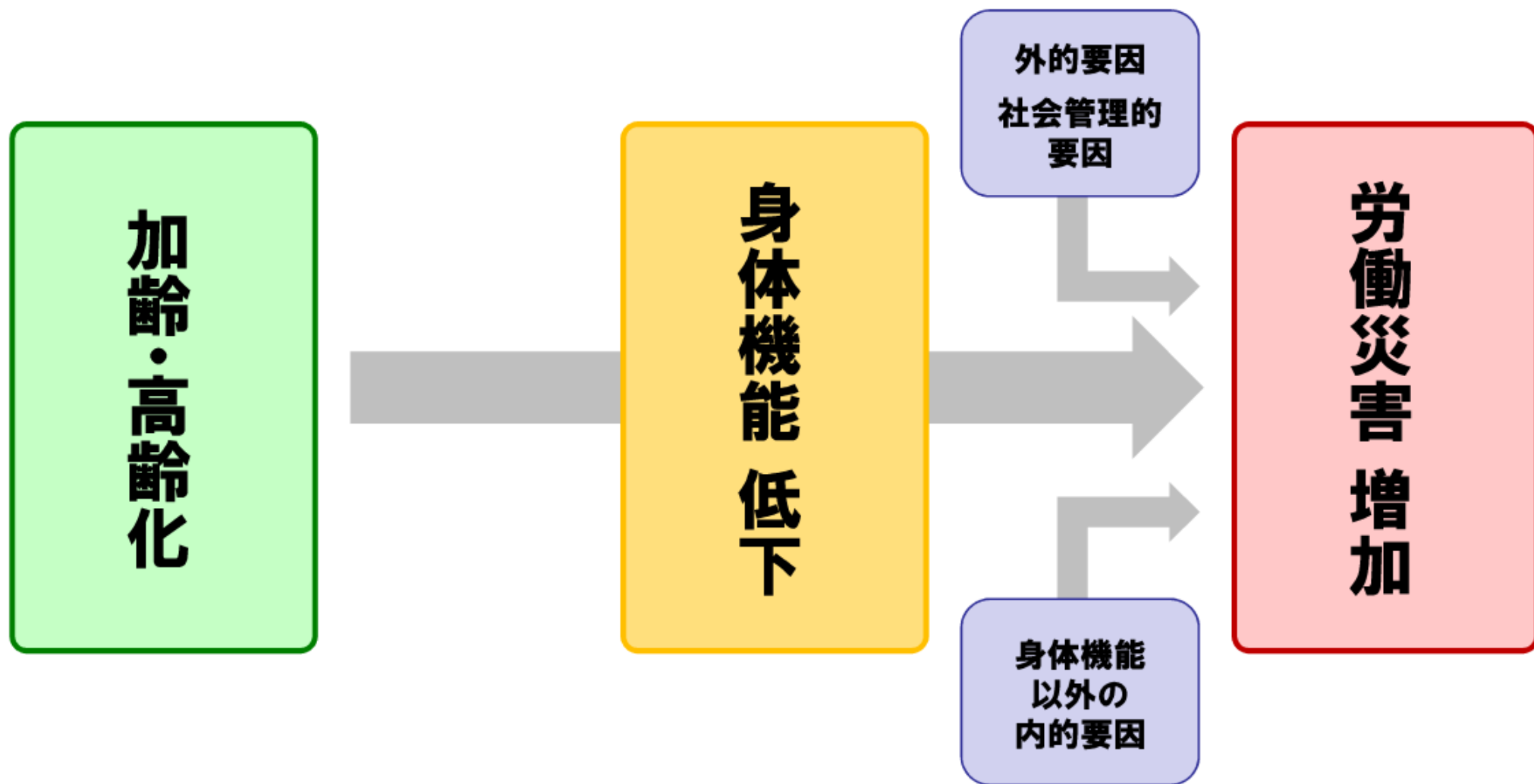


体力（疲れやすさ）



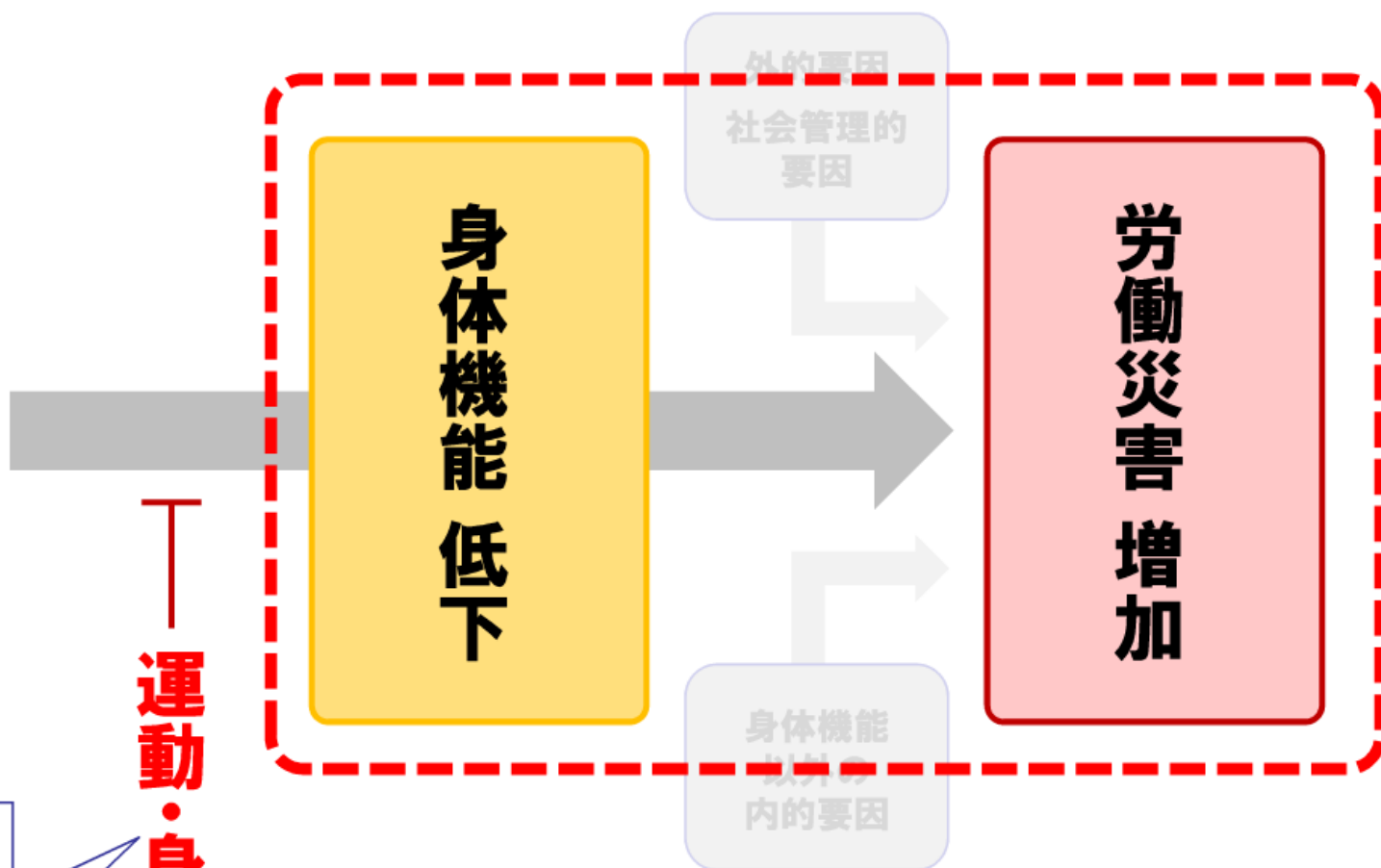
転倒（つまずき）の要因：一位「何もないところでつまずいた」「足のもつれ」

「疲れやすさ」
に
関係？



運動は身体機能を改善するか

加齢・高齢化



運動・身体活動



介入効果はあるか？

- フレイル(身体機能の低下)
- 仕事内容と身体能力・機能とのミスマッチ
- 聴覚・視覚・貧血・プレゼンティズムの問題

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は2040年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は2040年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念されるとともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性がますます高まっている。（略）

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個々人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあって、外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築が求められる。（略）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

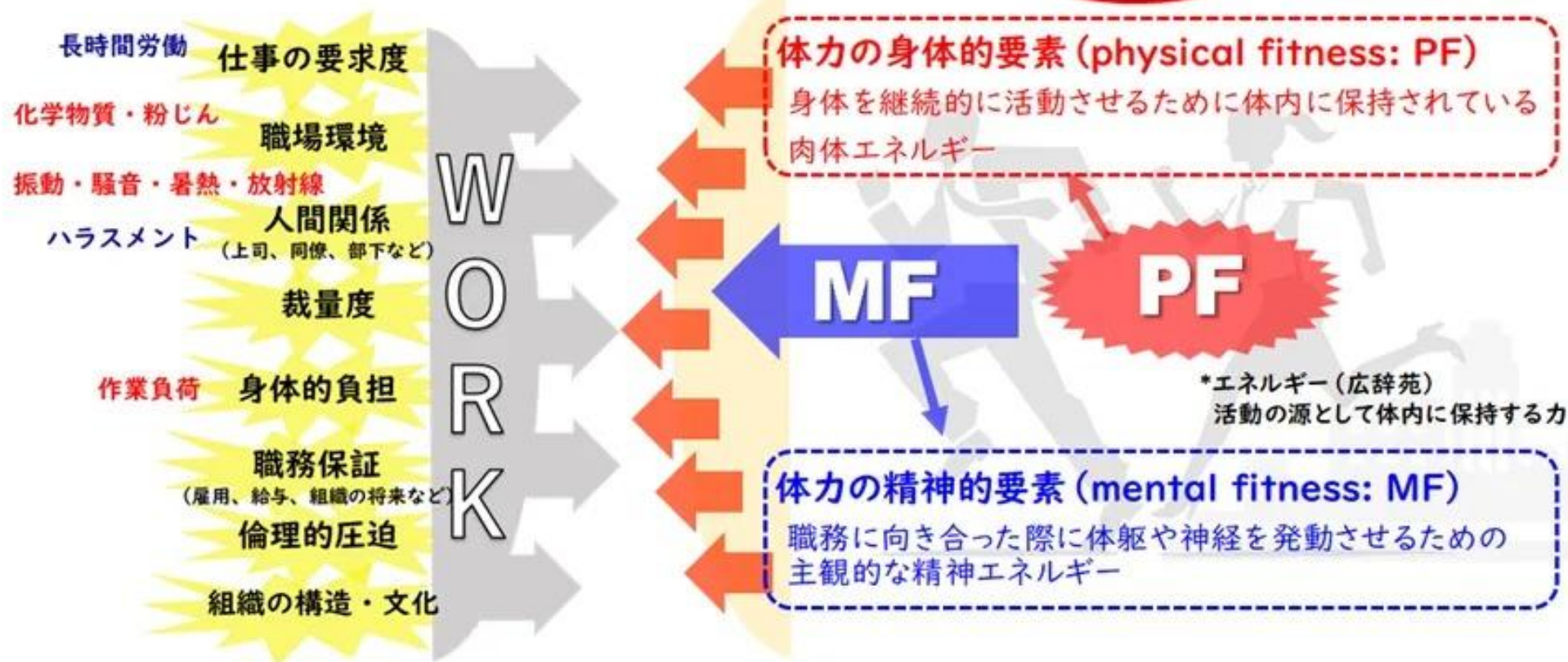
② 企業等における高齢期の就業の促進（略）

高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

ネガティブ要因の低減 ⇔ ポジティブ要因の増強

健康経営

ウェルビーイング



作業管理、作業環境管理による対策の限界

労働安全衛生を考える上でまず重要となるのは、労働者の健康を脅かす様々な外的因子（ネガティブ要因）を特定し、それらの軽減策を講ずること。→労働安全衛生法が施行されて50年以上が経過した現在、テクノロジーの進歩もあり、大局的観点で見れば、労働者の身体的安全性は高まっている。

一方で「ネガティブ要因の低減」だけに焦点を当てた労働安全衛生活動の限界。

労働人口減少社会においても、企業等の活発な組織活動を維持していくためには、労働者一人ひとりの活力向上、すなわち「ポジティブ要因の増強」がこれまで以上に重要。

対策の対象者をどう選定するか

DOI: 10.1002/1348-9585.12424

BRIEF REPORT

Journal of Occupational Health
WILEY

Frailty and occupational falls among older Japanese workers: An Internet-based cross-sectional study

Ryutaro Matsugaki¹ | Hideaki Matsuzaki² | Satoru Saeki³ | Yoshihisa Fujino⁴ | Shinya Matsuda¹

- 日本全国の60～75歳の就業高齢者約5,000名を対象に、Frailty Screening Index (FSI) を用いてフレイル状態を評価
- FSIには「過去6か月で2kg以上の体重減少があったか」、「過去2週間に理由なく疲れを感じたか」などの項目が含まれている
- その結果、プレフレイルおよびフレイル状態の労働者は、非フレイル者に比べて過去1年間の職場内転倒リスクが有意に高い
- また、年齢・性別・職務関連要因をすべて調整した後であっても、「体重減少」および「疲労感」は就業中転倒リスクを約1.7～1.9倍に上昇させる

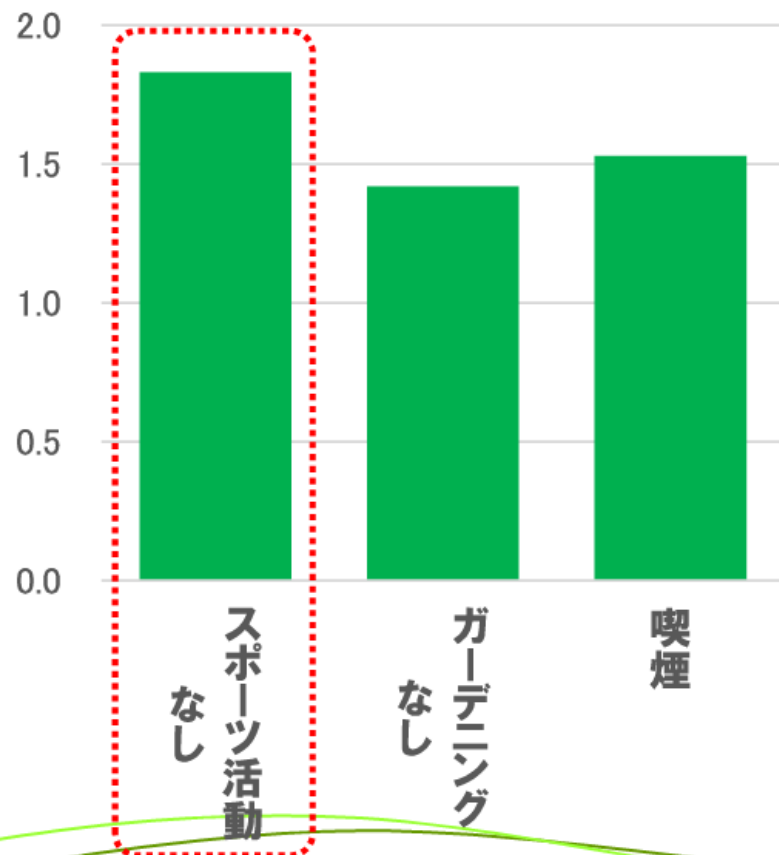
→したがって、これらの2項目は職場におけるフレイル早期兆候として、転倒や労働災害の予防に資するスクリーニング指標として有効であると考えられる

運動していない人は、約2倍 傷害を伴う転倒が多い

鉄道会社の男性従業員854名を対象とした 症例対照研究

ケース: 休職を伴うすべり、つまずき、転倒をした人(労災)

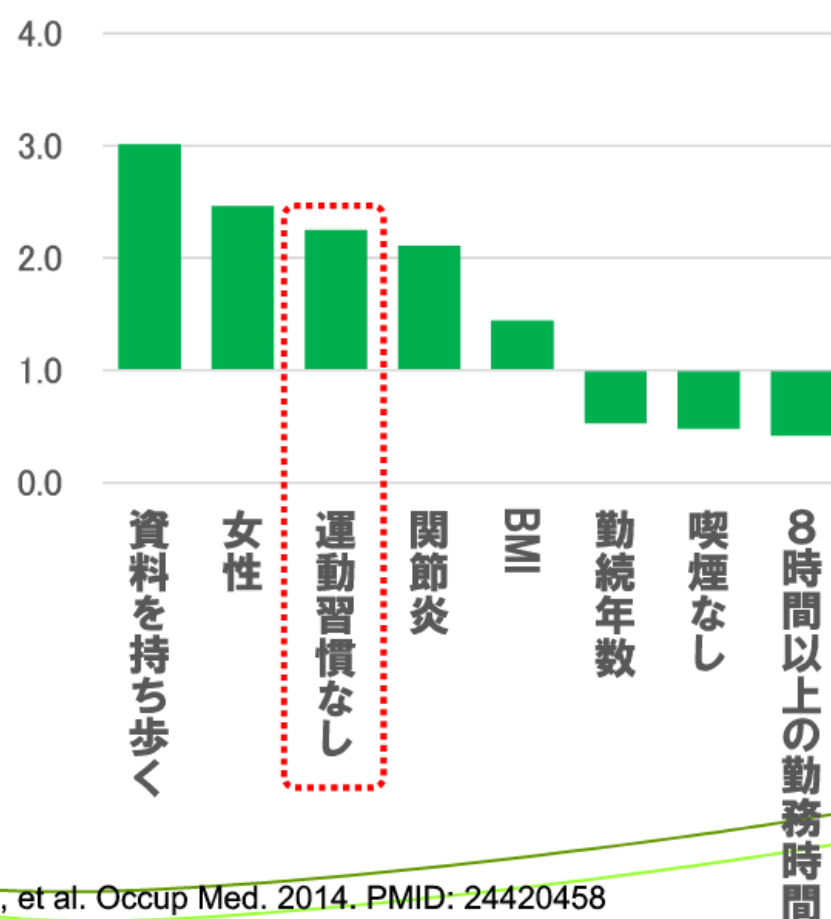
すべり・つまずき・転倒のリスク



化学会社の従業員383名を対象とした 症例対照研究

ケース: 傷害を伴うすべり、つまずき、転倒が記録された人

すべり・つまずき・転倒のリスク



筋トレはバランス能力も改善する

書誌情報	Adams M, et al. Sports Med Open. 2023
タイトル	Effects of Physical Activity Interventions on Strength, Balance and Falls in Middle-Aged Adults: A Systematic Review and Meta-Analysis.
研究デザイン	システマティックレビュー & メタアナリシス
採択論文	2022年までに公表された66編のRCT(40~60歳の勤労者)
暴露	持久運動単独を除くあらゆる身体活動介入(一般的な身体活動促進、バランス/機能訓練、筋力トレーニング、3D訓練(太極拳・ダンス等)、筋力+持久、ステップ有酸素、筋力+ステップ有酸素、全身振動、水中運動など)
アウトカム	筋力、バランス、転倒(ただし転倒を扱った研究はなかった)
主な結果	身体活動介入は、転倒に関連する筋力とバランス能力を改善する。

下肢筋力に対する効果量(SMD)

- 筋力トレ: 1.02 (0.73-1.30)
- 筋力+ステップ有酸素: 1.41 (0.80-2.02)
- 筋力+持久: 0.92 (0.49-1.36)
- 水中運動: 1.08 (0.06-2.09)

バランス能力に対する効果量(SMD)

- 筋力トレ: 1.16 (0.70-1.62)
- 3D運動(太極拳等): 1.31 (0.25-2.36)
- 筋力+ステップ有酸素: 0.98 (0.12-1.83)

効果量(SMD)の解釈の目安

0.2 付近: 小さい効果 (small)

0.5 付近: 中程度 (medium)

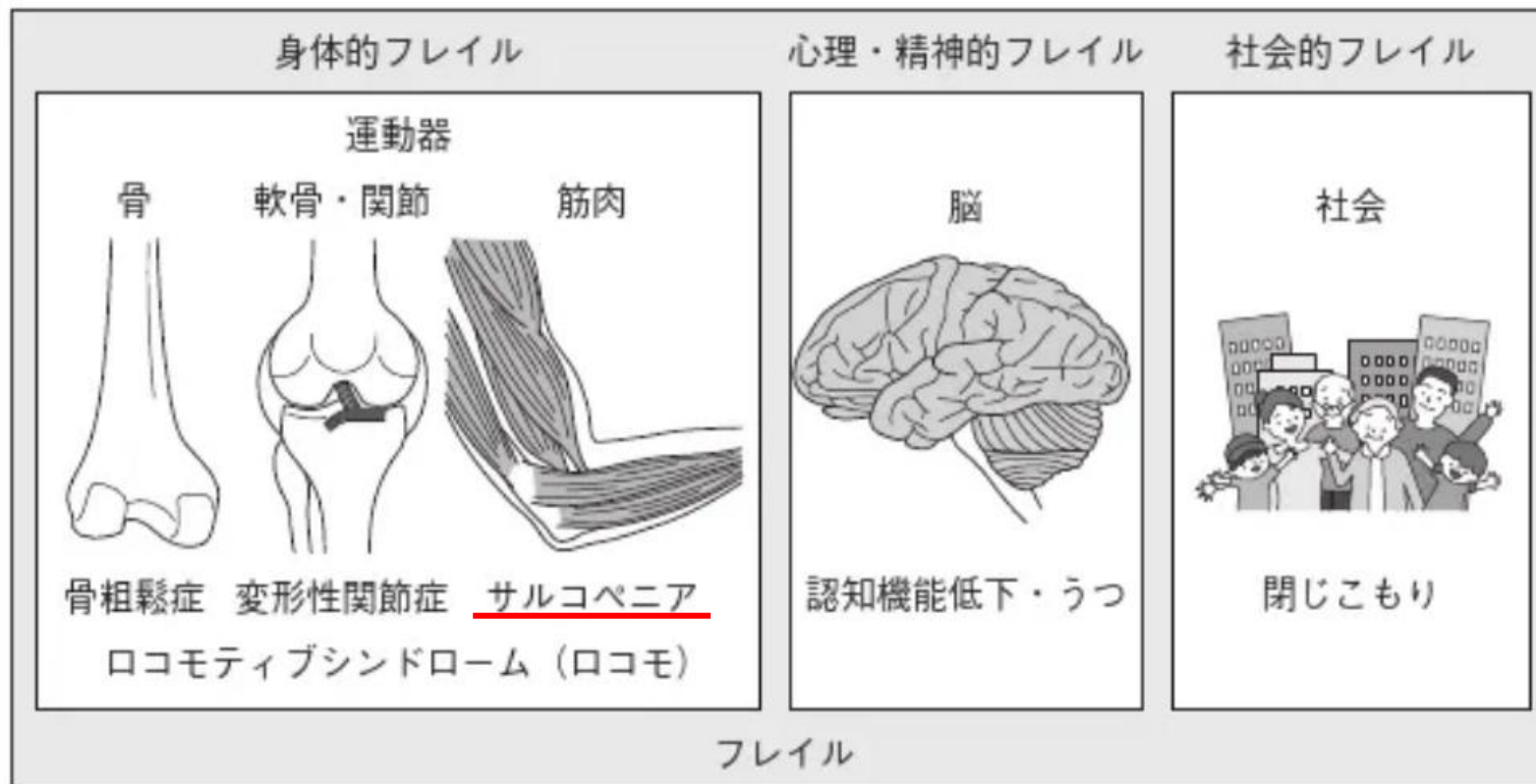
0.8 以上: 大きい効果 (large)

特に筋力トレは筋力とバランス能力の両方を改善する

サルコペニアとフレイル

サルコペニア：筋肉量の減少に伴って筋力や身体機能が低下している状態

フレイル：加齢や疾患によって身体的・精神的なさまざまな機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態



筋肉減弱（サルコペニア）について

【簡易評価】

- ① 下腿周囲長（もしくは「指輪っかテスト」）
- ② 握力（カットオフ：男性28kg、女性18kg）
- ③ 5回椅子立ち上がりテスト（12秒以上時間を要する）

⇒①の基準を下回り、さらに②もしくは③が下回った場合、筋肉減弱（サルコペニア）の可能性が高いとして疑う

①下腿周囲長の基準（男性34cm 女性33cm）

指輪っかテスト？

5回椅子立ち上がりテスト？

指輪っかテスト



両手の親指と人差し指で輪を作ります。

1



利き足ではない方のふくらはぎの一番太い部分を力を入れずに軽く囲んでみましょう。

2

サルコペニアの危険度の高まりとともに、様々なリスクが高まっていくことがわかってきています。



囲めない

低い



ちょうど囲める

サルコペニアの危険度



隙間ができる

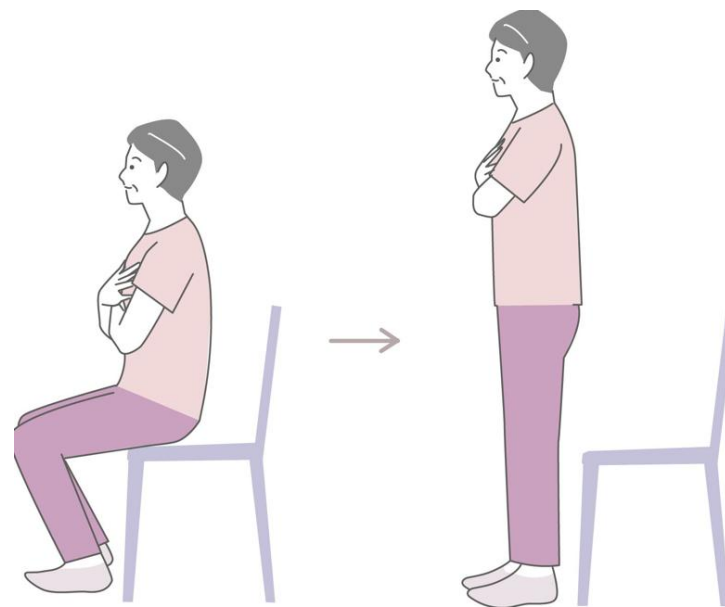
高い

転倒・骨折
などの
リスク

5回椅子立ち上がりテスト

座った状態から5回立ち上がるのに要した時間を測定する方法。

- ①5回、できるだけ早く繰り返す。
- ②腕は胸の前で組み、反動などを使わないようにする。
- ③立ち上がった時の姿勢は直立姿勢になるようにする。
- ④椅子の転倒などに気を付ける。



12秒以上かかる場合、サルコペニアのリスクあり

全身持久力のこと。「疲れやすさ」の指標。VO₂MAXの代用。

体力には、筋力、敏捷性、柔軟性などいくつかの評価項目がありますが、最も代表的であり、疾病予防の観点でも重要とされるのが「全身持久力」です。「心肺持久力」と言った方が一般的かもしれませんが、体力系の国内学会で若い研究者がうっかり「心肺持久力」と言ってしまうと大御所の先生方に怒られることがあります。それは全身持久力が、心肺（中枢）を中心とした酸素摂取運搬能と、筋など組織（末梢）による酸素利用能とを併せた総合能（身体の多くの器官が相互的に作用した結果）であり、心肺だけでなく“全身”が関わるためです。とは言え、心臓や肺による呼吸循環能の関与が相対的に大きいことも事実で、それゆえ「心臓の体力」と言われることもあります。英語でも「cardiorespiratory（心肺の）fitness（体力）」や、その略語の「CRF（**C**ardio**R**espiratory **F**itness）」が使われることが多いです。このように全身持久力は「全身や心臓の活力度」であり、「活発な身体活動を維持するための能力」を表す指標であるため、日常生活における「疲れやすさ」にも深く関わります。

松尾 知明 Matsuo Tomoaki, Ph.D.

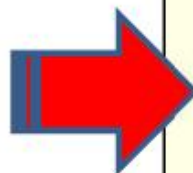
博士(スポーツ医学)／第一種衛生管理者／労働衛生コンサルタント(保健衛生)

CRFの測定はどうか



ゴールドスタンダード

最大酸素摂取量測定 VO_{2max}



新体力テスト実施要項（20歳～64歳対象）

I テストの対象
20歳から64歳までの男女

II テスト項目

	ページ
握力	2
上体起こし	3
長座体前屈	4
反復横這	5
急歩	6
20mシャトルラン（往復持久走）	7
立ち幅踏み	9

※ 急歩か20mシャトルラン（往復持久走）のどちらかを選択する。



学校：20m シャトルラン



踏み台昇降テスト
Harvard step test
Chester step test

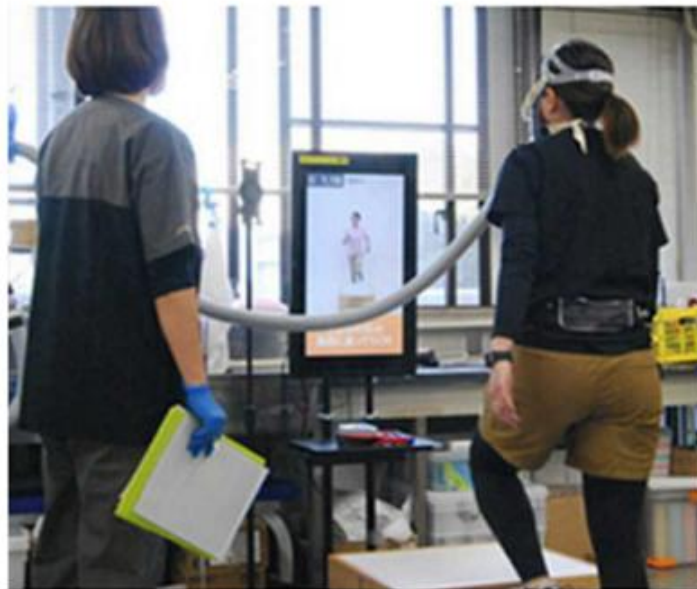
労働者用としては
どうか？
（精度・強度・時間）



なければ
創ろう！

高価
妥当性に課題あり

簡易体力測定 (J-NIOSH step test) 開発



ゴールドスタンダード

最大酸素摂取量測定 VO_{2max}

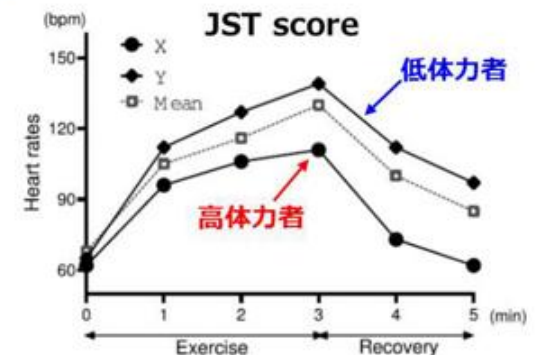


JNIOSH step test : JST

Eur J Appl Physiol. 2020



心拍数を測定



質問票 (WLAQ) によるCRF評価 ⇒ ウェブサイトで (個人で) 評価可能



誤差値 **SEE 4.29** ml/kg/min

BMC Public Health. 2020

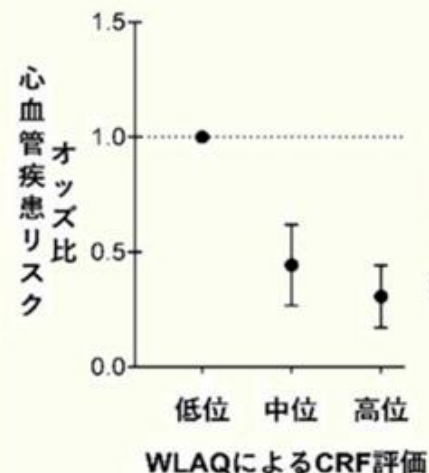
< SEE 1 MET (3.5 ml/kg/min) を目標

CRF ↑ MET増加 ⇒ 疾病リスク10~30%低下



JNIOOSH WLAQ

BMC Public Health.2020



疫学調査では実測VO₂maxと同様の結果

質問票 (WLAQ) の開発

Q1: 平均的な1日の勤務時間中(通勤時間は除く)、息がはずむほど(心拍が高まるほど)の作業はどのくらいありますか。

①ない/ほとんどない ②まれにある ③ときどきある ④頻繁にある

Q2: 勤務日の余暇時間(仕事後の余暇や自宅での時間など)に、ウォーキングやジョギング、スポーツクラブや運動系サークル・スクールでの活動など、意図的な身体活動(運動)をどのくらいしていますか。

①やらない/ほとんどやらない ②月1~3日ほど ③週1~2日ほど ④週3日以上

Q3: Q2で2~4に○をつけた方は1日あたりのだいたいの運動時間を教えてください。

①15分未満 ②15~30分ほど ③31~60分ほど ④60分以上

Q4: Q2で2~4に○をつけた方は1回あたりのだいたいの運動の強さを教えてください。

①汗をかかず、息がはずまないほど
②汗がにじみ、息がはずむほど(心拍が高まるほど)
③汗だくになったり、呼吸が激しくなったりするほど
④疲労困憊となったり、運動後立っていられなくなったりするほど

Q5: 休日にウォーキングやジョギング、スポーツクラブや運動系サークル・スクールでの活動など、意図的な身体活動(運動)をどのくらいしていますか。

①やらない/ほとんどやらない ②月1~2日ほど
③週1日 ④週2日以上

Q6: Q5で2~4に○をつけた方は1日あたりのだいたいの運動時間を教えてください。

①15分未満 ②15~30分ほど ③31~60分ほど ④60分以上

Q7: Q5で2~4に○をつけた方は1回あたりのだいたいの運動の強さを教えてください。

①汗をかかず、息がはずまないほど
②汗がにじみ、息がはずむほど(心拍が高まるほど)
③汗だくになったり、呼吸が激しくなったりするほど
④疲労困憊となったり、運動後立っていられなくなったりするほど

＋年齢、性別、BMI

C R F 測定・推定ツールの紹介

労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所ホームページにおける各種ツールの配布

https://tairyoku.records.johas.go.jp/calc_crf



難しいところ①

東京圏の労働者（9,406人）を分析対象とした疫学調査

多くの人が「運動は健康に良い」と認識

運動習慣あり：全体の約33%

Table 2.

	N	Total		N	Exercise habit			N		
		column %	row %		With column %	row %			column %	row %
Total	9406		(100)	3098		(32.9)		6308		(67.1)
<i>Do you think exercise has a favorable effect on your health?</i>										
I think so/Maybe so	8721	(92.7)	(100)	3025	(97.6)	(34.7)		5696	(90.3)	(65.3)
Maybe not/I don't think so	685	(7.3)	(100)	73	(2.4)	(10.7)		612	(9.7)	(89.3)
		(100)			(100)				(100)	
<i>If you could, would you like to develop an exercise habit?</i>										
I would/I probably would								4573	(72.5)	
I probably would not/I would not								1735	(27.5)	
(This question was asked only to the non-exercise habit group.)									(100)	

運動習慣がない人の73%が

「できれば運動習慣を身につけたい」と回答

難しいところ②

運動の必要性を頭では分かっているがやらない、やれない。これこそ体力科学研究におけるコンセンサスであり、最大の未解決テーマ。事業者や労働者に求めるにしてもそのあたりへの配慮も必要。

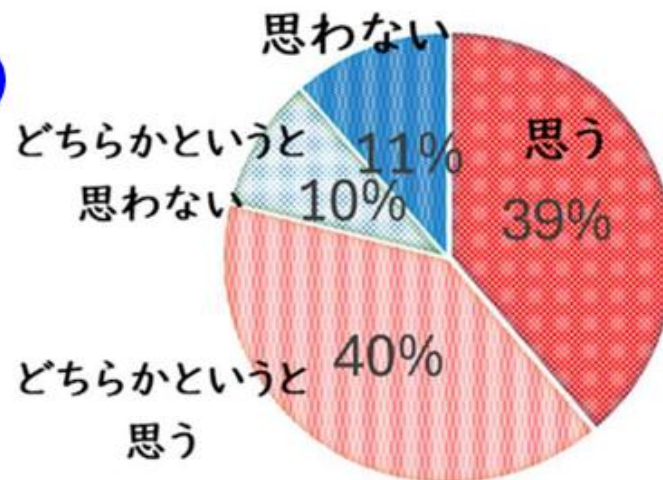
運動習慣がない人が掲げた

運動を習慣化するための条件上位2つは、

「時間的余裕（40%）」と

「経済的余裕（16%）」

NETFLIX 1時間超/日？
優先順位の問題？



自身のCRFを知りたいか？

J Occup Health. 2021

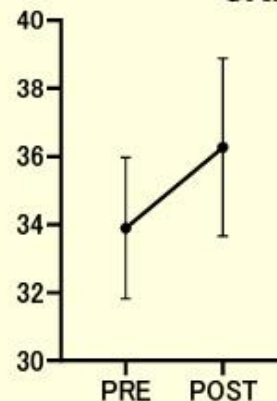
実験室から社会実装へ（健康経営企業での職場介入）

ポジティブ

- 15分の運動で離席は25分くらい。ちょうどいい。
- 会社が言ってくれるならやってみようかとハードルが下がる。
- 業務中に運動することに対して周囲の理解は得られた。

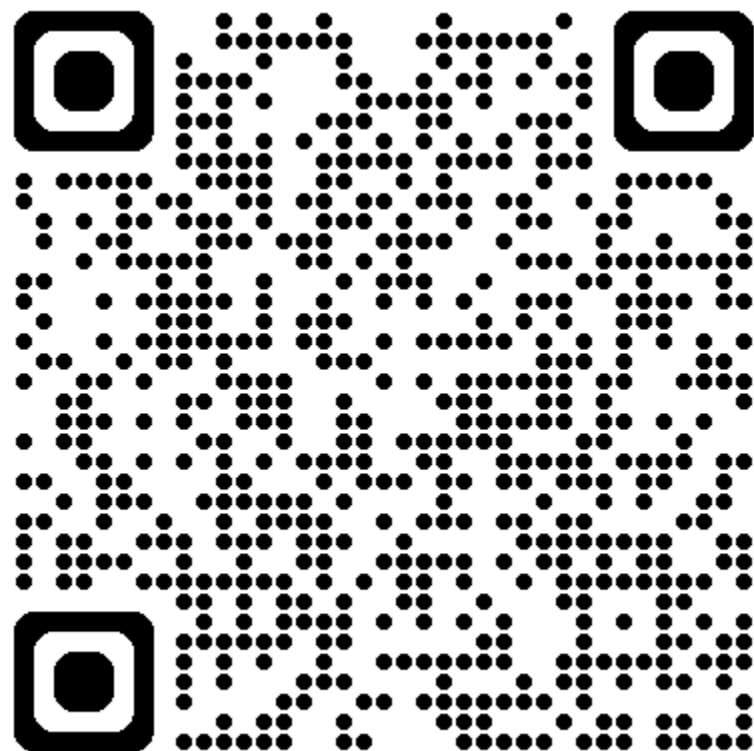


CRF (VO₂max) の変化



ネガティブ

- 汗かくとその後の仕事がやりにくい。
- 運動する姿を人に見られたくない。
- 運動ができる人の隣ではやりたくない。
- 戦闘モードの仕事中は運動の気持ちになれない。
- 職場だと知っている人が多いので気になる（イヤ）。



1. 高年齢者災害の状況
2. 法令改正と政府の検討会について
3. エイジフレンドリー指針について
4. 対策事例
- 5. エイジフレンドリー補助金について（参考）**
6. サポート事業について

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)
 ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)
【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階 A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施 【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (B、Cの間接補助金額を含む) (消費税を除く) ※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。 第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。 ご注意ください。 	第2段階 B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く) 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。) 補助率：1/2 上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。) (消費税を除く) 第2段階 C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組 【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。) 補助率：1/2 上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む) (消費税を除く)
---	---

II 熱中症対策コース **【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】**

【補助対象】
 暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・設備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース **【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】**

【補助対象】
 コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare



補助金の対象事業場

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次のイからエまでに掲げる業種以外の業1種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

業種	資本金・出資総額	常時使用する労働者数
製造業等（卸売業・サービス業・小売業以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業の判定について

- 資本金や出資のない法人は常時使用する労働者数のみで判定
→ 医療・福祉を含むサービス業は、法人全体で 100 人以下が基準
- 常時使用する労働者とは？
→ 企業全体（全ての事業所）の労働者数から、
 - ①日雇い労働者
 - ②二箇月以内の有期雇用労働者
 - ③季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
 - ④試の使用期間中の者（試用期間の労働者）を除いた労働者数

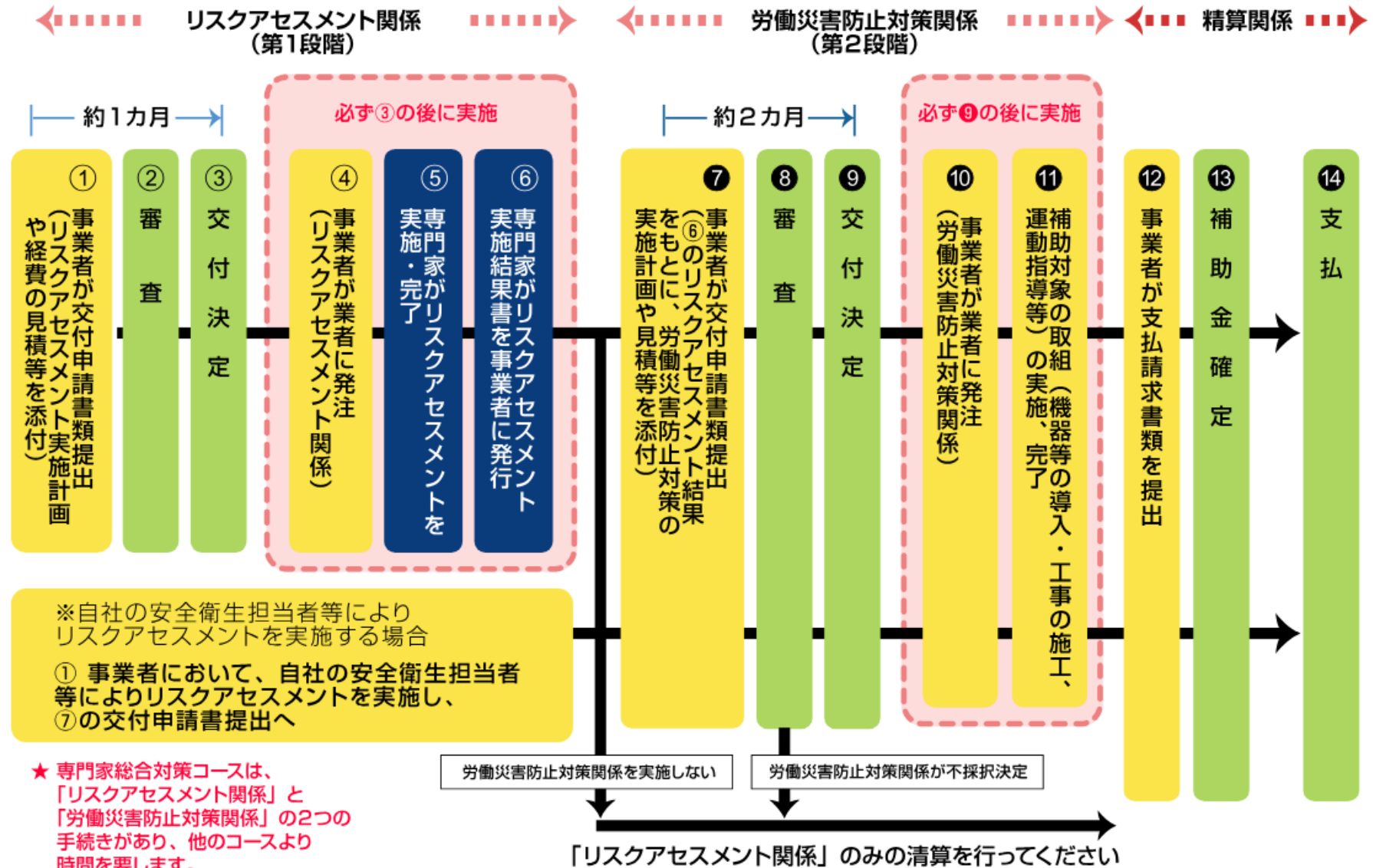
補助金の審査基準（抜粋）

申請は可能だが審査ではじかれる例

- ① 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
- ② 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、かつ、この事実を公表されていないこと。
- ③ 過去 5 年以内に補助金適正化法第17条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けていないこと。
- ④ 申請者が暴力団ではなく、申請者の役員等が暴力団員ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

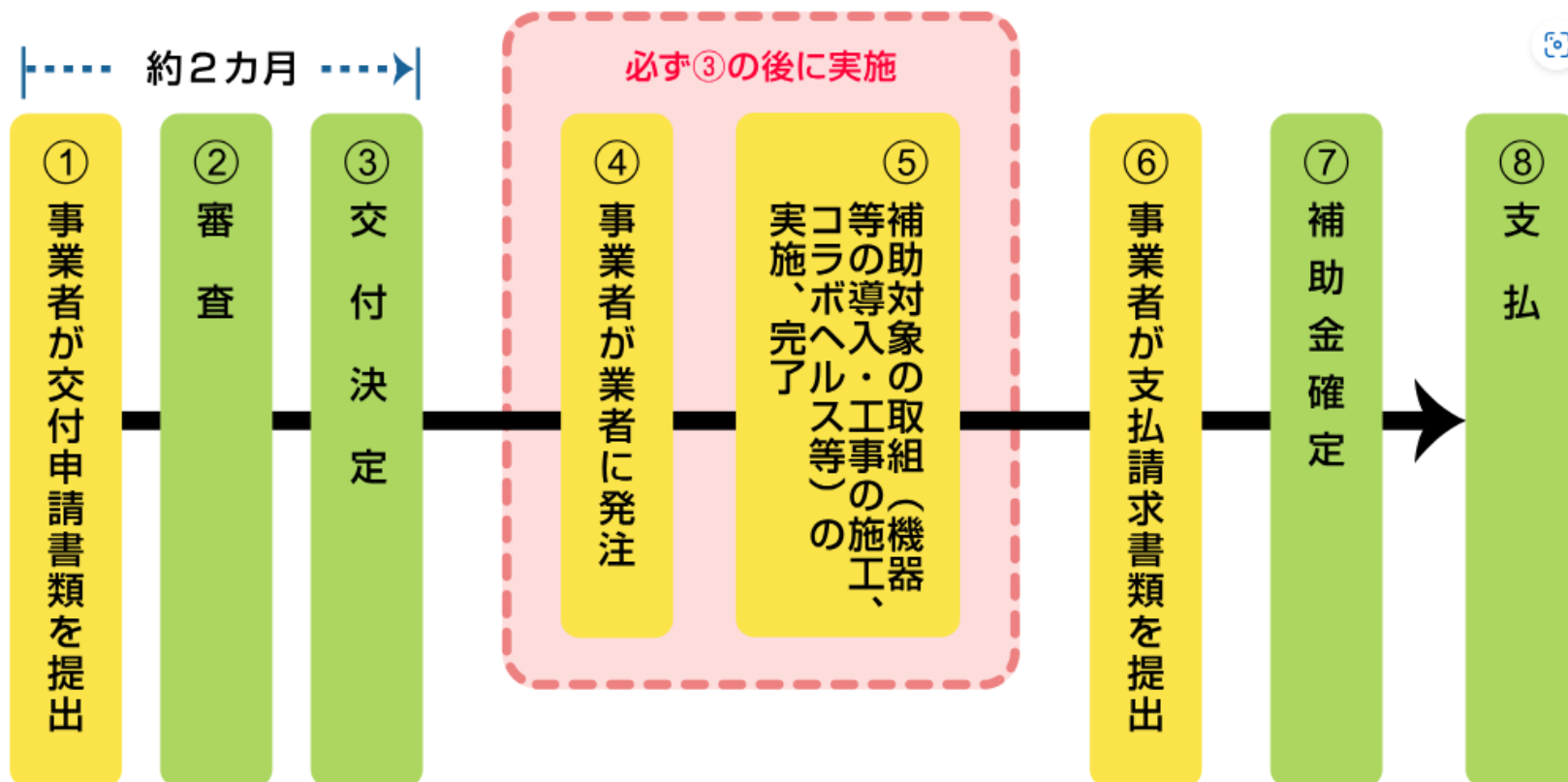
専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等） コースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。■が専門家が実施します。■は事務センターが実施します。



熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2ヵ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

その他気を付けるべきこと

- ①物品等のリースの代金は補助対象外。
- ②交付決定日より前に発注・契約・購入を行った経費は、いかなる理由があっても、補助対象外。
- ③交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金を支払った場合（いわゆる「前払い」）は、補助金を受けられない。
- ④ローンによる支払いや、手形、小切手、電債、電子マネー、プリペイドによる支払いは補助金の支給対象外。
- ⑤電子申請については、申請の不備等（提出必須書類の不足等）があれば、当該不備等がすべて解消されたものを再度提出された後、問題ないことを確認し、受付完了した日が受付日。
 - 期限ぎりぎりの申請はハイリスク。余裕を持った申請を。
- ⑥交付決定された取組内容と請求時に報告された実際の取組内容が違うため支払いができない事例が過去にある。
- ⑦申請できるのはⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれか1コースのみ。
- ⑧これまでに補助を受けた対策や取組と同一のものについては、補助の対象外。
 - （介護作業対策の補助を受けたことのある事業場が転倒災害対策で補助を受けることは可能）
- ⑨法令に基づく義務として事業者が導入すべき安全機器や安全装具は補助対象外。

どのような対策が対象？

- 量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に要する経費
 - ① 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
 - ② 重量物搬送機器・リフトの導入
 - ③ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
 - ④ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
 - ⑤ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
 - ⑥ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
- 転倒・墜落災害防止対策に要する経費
 - ① 作業床や通路のつまずき防止対策（作業床や通路の段差の解消）
 - ② 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
 - ③ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
 - ④ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ⑤ 階段への手すりの設置
 - ⑥ 高所作業台の導入
- その他の高年齢労働者の労働災害防止対策に関する経費
 - ① 業務用の車両への踏み間違い防止装置の導入（会社名義の車両に後付けするものに限る）

- 暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費
- ① 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入（電動ファン付き作業服（ただし高年齢労働者の人数分のみ）など）
 - ② 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入
 - ③ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

※WBGT計の購入費は対象外。

※屋内作業であっても温湿度調整を行っても室温 31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らない事情があれば①②も申請可能。→まずはエアコン等で空間全体の環境改善が法令の義務（安衛則第606条）

※アイススラリー用の冷凍保存庫は補助対象。保冷温庫や冷凍冷蔵庫は補助対象外。

※スポットクーラーは移動式で熱排気のできるものに限る

※建物の壁や屋根に遮熱塗料を塗る工事費、断熱材を埋め込む工事費、窓に遮熱フィルムを張る工事費は対象外

1. 高年齢者災害の状況
2. 法令改正と政府の検討会について
3. エイジフレンドリー指針について
4. 対策事例
5. エイジフレンドリー補助金について
- 6. サポート事業について**

費用は
無料です!



中小規模事業場

安全衛生サポート事業

をご活用ください!



令和6年の労働災害死傷病者数約136,000人のうち、従業員99人以下の事業場でその74%が発生しています。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の事業場を支援する「個別支援」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「集団支援」の2種類があります。

是非ご活用ください。

<個別支援>

費用 無料

対象 ● 労災保険加入の製造業、第三次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設等）、鉱業、農業
● 労働者数が概ね100人未満の事業場（工場、施設、店舗、採石場、農場等）

所要時間 2時間程度

1 現場確認で弱点を探し出します

安全衛生専門家が職場にお伺いし、職場の状態や作業の問題点を明らかにしアドバイス等を行います。

2 教育 3 アドバイス

～オンラインでも対応します～

現場確認を参考に職場に必要な教育やアドバイスを実施します。

- 安全衛生の弱点を明らかにし改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付けどころをアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落、転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備のアドバイスを行います。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。



<集団支援>

費用 無料

オンラインでも対応します

対象 ● 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業、農業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
● 労働者数が100人以上の事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先へご相談ください。

所要時間 2時間程度

! 事業場（店舗）の方が集まる機会はありませんか?

工場、店舗、社会福祉施設、採石場、農場などの代表の皆さんが集まる機会を利用し、安全衛生に関する研修会や講演を行います。

なお、事業場（店舗）に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスをを行う「個別支援」と組み合わせて実施することも可能です。



! このようなテーマの研修や講習を実施します

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. ヒューマンエラーとその防止対策 | 7. はさまれ・巻き込まれ対策 |
| 2. 転倒災害防止対策の進め方 | 8. 安全・安心のための5S活動 |
| 3. 職場巡視のチェックポイント | 9. 職場の腰痛予防対策 |
| 4. これから進める化学物質対策 | 10. 保護具の適切な使用方法 など |
| 5. 事業者求められる安全配慮義務 | 11. 職長の役割とは何か |
| 6. メンタルヘルス対策の進め方 | 12. 熱中症対策 |

利用事業場の声

個別支援

小規模事業場では、安全について意識する機会がなく、専門家もいないため、とても勉強になった。

法律の改正が多く、ネットなど情報を調べたとしてもついていくのが大変。改善しても次から次へと変わっていく。今回見て頂いたことで対応すべき点を確認できた。

高齢の従業員が増加しており、労働災害のリスクが増加しているため、高齢者を対象とした安全衛生に取り組みたい。

ヒヤリハットや指差し点呼など積極的に活用していつも利用する作業場等での災害を未然に防ぎたいと思いました。

集団支援

化学物質管理方法が大きく変わること、非常に重要なことが分かり有意義な講義でした。

転倒に関する危険を認識できた。要点がまとまってお聞きやすかった。

リスクアセスメントを有効に行うための具体的事例や、押さえておくポイントが分かりやすくて良かった。

サービス中のケガや腰痛等を防げるように再確認し、事業場全体で考えていきたい。

【申込等に関するお問合せ】

中央労働災害防止協会 技術支援部 (〒108-0014 東京都港区芝5-35-2)

TEL: 03-3452-6366 / FAX: 03-5445-1774 / Eメール: gjjutsu@jisha.or.jp

または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。

WEB: <https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

中災防 サポート

検索



※個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。

ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

おわり

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare